

埼労発基 0225 第 9 号
令和 8 年 2 月 25 日

各 位

埼 玉 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」について

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）第 2 条による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 2 第 3 項において、通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する成分の情報が営業秘密に該当する場合には、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質に限って、その旨を譲渡等の相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造等の一部を省略又は置き換えた化学名等（以下「代替化学名等」という。）を定め、これを通知することをもって成分名の通知に代えることができる旨定められました。さらに、同条第 8 項の規定に基づき、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため、必要な指針を定めることとされました。

これを踏まえ、今般、別添のとおり「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」を定め、2月20日に公表したところです。

つきましては、代替化学名等の通知にかかる趣旨、内容等について御了知いただくとともに、会員の皆様に対し、関係法令及び本指針に基づく適切な対応が図られるよう周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。